

令和5年4月1日から

『長崎県動物の愛護及び管理に関する条例』 が施行されました

条例の主なポイント

 「野良猫※」への餌やりが規制されました(第12条) ※ 野生の猫や捨て猫など、飼い主が不明な猫のこと

条件を満たせない場合、
野良猫に餌を与えてはいけません



<条件>

① 避妊去勢手術
を行うこと



② 糞尿等の処理
を行うこと



 多頭飼養の届出が義務化されました(第9条)

犬と猫を合計で10頭以上飼っている場合は、お近くの保健所
(五島市内では五島保健所)への届出が必要になります。

※届出用紙はホームページからダウンロードできます

(届出は郵送でも可能です)

※生後90日以内の犬猫は除きます



 動物を適正に飼うために守るべきルールを定めました(第8条)

- ◆ 最後まで責任をもって飼うこと
- ◆ ケガや病気にならないよう体調管理をすること
- ◆ 動物を飼っている場所は清潔に保つこと
- ◆ 鳴き声や糞尿、臭いなどで人に迷惑をかけないこと
- ◆ むやみに繁殖して困らないように、不妊・去勢等の措置をとること
- ◆ 動物が迷子にならないようにし、動物には飼い主を明示すること



【お問い合わせ】

長崎県五島保健所 衛生環境課：0959-72-3125